

ひとり親家庭

✿ 児童扶養手当

ひとり親家庭等の児童について、その児童を監護・養育する父母または養育者に支給される手当です。

	全部支給	一部支給
手当額	43,160円	43,150円～10,180円
第2子加算額	10,190円	10,180円～ 5,100円
第3子加算額	6,110円	6,100円～ 3,060円

※令和2年4月分からの手当額です。所得により手当額は異なります。

お問い合わせ先

子育て支援課 家庭支援係 TEL:022-353-7797

✿ 母子・父子家庭医療費助成

各種健康保険に加入している母子・父子家庭の児童（18歳に到達した年度末まで）とその養育者のかかった医療費の一部を助成する制度です。（所得制限があります。）

対象となる方が病院や調剤薬局等の医療機関で受診された際に、入院については2,000円（医療機関ごと）、入院以外については1,000円（医療機関ごと）を超えた額が助成の対象となります。

お問い合わせ先

保険年金課 医療係 TEL:022-355-6519

✿ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、県の保健福祉事務所のひとり親家庭支援員（母子・父子自立支援員）にご相談いただいた上で、必要に応じて貸付を行う制度があります。貸付条件や貸付金額は目的によって異なりますので、まずはご相談ください。

お問い合わせ先

仙台保健福祉事務所

住 所 塩竈市北浜4-8-15 TEL:022-363-5507